

令和4年12月9日

償却資産所有者 各位

佐久市長 柳田 清二

令和5年度償却資産の申告について

市税務行政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月1日現在に償却資産を所有している方（個人及び法人）は、資産が所在する市町村に申告が必要です。

つきましては、下記期限までに、市役所税務課または各支所総務税務係に申告書を提出ください。

提出期限：令和5年1月31日（火）

■申告書への押印は不要です。

■新型コロナウイルス感染症対策のため、電子申告での提出にご協力ください。

詳細は、別紙「電子申告について」をご覧ください。

1 申告していただく方

- (1) 事業（製造業、販売業、建設業、農業、不動産貸付業等すべての事業）の用に供する償却資産を佐久市内に所有する個人又は法人
- (2) 償却資産を佐久市内の事業者にも事業用として貸し付けている個人又は法人

2 申告書の記入方法

- (1) 令和4年1月2日から令和5年1月1日までに増加・減少・修正した資産を記入ください。なお、償却資産申告書及び各種類別明細書の記入は、記入例を参照ください。
- (2) 所有者の変更、法人の社名変更及び合併等があった場合は、申告書備考欄にその旨を記載ください。詳しくは、記入例の申告書備考欄を確認ください。

裏面へ続く

3 申告方法及び提出書類

この通知に以下3種類の書類が同封されています。

①	令和5年度償却資産申告書（第26号様式）
②	種類別明細書（増加資産・全資産用）
③	令和4年度 種類別明細書（一覧表）

(1) 書類による申告

- ・初めて申告される方は、上記①、②を提出ください。
- ・資産の増加があった方は、上記①、②を提出ください。
- ・資産の減少・修正があった方は、上記①、③を提出ください。
- ・前年度と資産の変更がなかった方は、上記①、③を提出ください。なお、①の備考欄に「異動なし」と記入ください。
- ・事業を廃止された方は、上記①、③を提出ください。なお、①の備考欄にその旨を記入ください。
- ・電算処理方式（自社製のシステムにより申告書を作成）の方は、上記①、②、③を提出ください。

(2) 電子による申告

- ・電子による申告とは、「eLTAX地方税ポータルシステム」を利用したインターネットによる申告です。このシステムの案内に従って申告書等を作成し、申告ください。

※詳しくはeLTAX地方税ポータルシステムのホームページ又は、別紙チラシ「電子申告について」を確認ください。

■問い合わせ先

佐久市役所税務課 資産税係

電話0267-62-3040

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番

償 却 資 産 の あ ら ま し

1 固定資産税における償却資産（申告の対象となる資産）

土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

下記の資産についても申告の対象となります。

- (1) 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であり、現に事業の用に供されているもの
- (2) 既に減価償却が終わり、残存価額のみとなっている資産であるが、現に事業の用に供されているもの
- (3) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であるが、本来減価償却が可能なもの
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であり、1月1日現在にその全部又は一部を事業の用に供している場合は、その全部又は一部
- (5) 遊休資産、未稼働資産であるが、事業の用に供する目的をもって保有され、かつ、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (6) 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車

※引取運賃・荷役費・取付費等、資産を取得するためにかかる経費は取得価額に含めます。

※家屋の附帯設備のうち、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備は、原則として家屋に含めて取り扱われますが、家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの、又は借り店舗等に付加した店内設備等については、償却資産として扱われます。

償却資産の種類 （※下記に掲げるものは一例です。）

資産の種類		主 な も の
1	構 築 物	煙突、貯水槽、橋、門、庭園、塀、構内舗装、軌道、看板、広告塔、その他土地に定着する土木設備または工作物等、冷暖房設備及び建物附属設備（ <u>家屋の評価に含まれているものは除く。</u> ）
2	機械及び装置	太陽光発電設備、食料品製造業設備、鉄鋼業用設備、電気機械器具製造業用設備、農業用設備、総合工事業用設備、通信業用設備、金属製品製造業用設備、化学工業用設備等
3	船 舶	ボート、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の構内運搬車及び大型特殊自動車、手押車、動力運搬車等（ <u>自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車は除く。</u> ）
6	工具、器具及び備品	測定工具、切削工具、検査工具、電気機具、ガス機器、事務機器、通信機器、試験機器、計算機、理容・美容機器、医療機器、家具、机、椅子、金庫、陳列ケース、ロッカー、ルームクーラー、レジスター、テレビ、各種自動販売機、応接セット、貸衣装、貸植木、ドローン等

2 申告の対象とならない資産

- (1) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要経費に算入されるもの
- (2) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、3年間で一括償却しているもの
- (3) 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産
- (4) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車など
- (5) 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車。(軽自動車税の登録手続きを行ってください。)
- (6) 繰延資産

※これまで償却資産として固定資産税課税対象であった農耕用作業トラクターについて、必要な改造等を行うことにより道路運送車両法施行規則に定める小型特殊自動車に該当することとなったものは、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。灯火器類を取り付けるなどの改造を行い、公道を走行する条件を満たすこととなった車両は軽自動車税(種別割)の登録の届出をしていただき、償却資産として二重に申告しないようお願いいたします。

3 課税標準の特例等について

次のような課税標準の特例等の適用を受ける償却資産がある場合は、その旨を申告書に記入するとともに、添付書類が必要となりますので、佐久市役所税務課までお問い合わせください。

(1) 課税標準の特例

変電・送電施設、公害防止施設、地方税法第349条の3または同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が受けられます。

(例) 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例の場合(地方税法附則第64条)

【特例内容】 該当資産に係る課税標準となるべき価格をゼロとする。

ただし、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した対象資産で新たに課税されることとなった年度から3年度分のみ。

【添付書類】 「認定を受けた先端設備等導入計画の申請書」の写し、「先端設備等導入計画の認定書」の写し、「工業会証明書」の写し。リース会社が申告を行う場合(所有権移転外リース)には「リース契約見積書」の写し、「固定資産税軽減計算書」の写し

※制度詳細につきましては、佐久市ホームページを参照ください。

(2) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた資産は、非課税となります。

(3) 短縮耐用年数及び増加償却

法人税法施行令、所得税法施行令の規定による短縮耐用年数の適用を行った資産については、その耐用年数となります。

また、増加償却を行った資産については、評価額が減額されます。

(短縮耐用年数、増加償却の適用を受ける場合には、国税局長、又は税務署長の承認通知書の写しの添付をお願いします。)

なお、圧縮記帳、特別償却、割増償却は固定資産税では認められておりません。

4 固定資産税(償却資産について)

区分	説明
納税義務者	令和5年1月1日現在における償却資産の所有者
課税台帳の閲覧	佐久市役所税務課資産税係、または各支所総務税務係において納税義務者に対し、固定資産課税台帳の閲覧を行います。
税額の算出方法	償却資産課税台帳の登録価額(課税標準額)に税率1.4/100を乗じた額
免税点	償却資産の課税標準となるべき額(全資産の合計)が150万円未満の場合は課税されません。(免税点未満の場合も申告してください。)